

高火力 DOK サービス約款

第1条（約款の適用）

1. この高火力 DOK サービス約款（以下、「本約款」といいます。）は、さくらインターネット株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する基本サービスである高火力 DOK サービス（以下、「本サービス」といいます。）に適用される基本サービス約款です。
2. 本サービスの利用者（以下、「利用者」といいます。）は、当社の定める基本約款及び本約款を遵守しなければなりません。基本約款は、本約款とともに本サービスに適用されます。

第2条（サービスの内容）

1. 本サービスは、動作するアプリケーションを他のアプリケーションと隔離された OS 環境（以下、「コンテナ」といいます。）の中で実行することを可能とするサービスです。
2. 当社は、コンテナを起動してから終了するまでの期間に上限（以下、「連続起動時間上限」といいます。）を定めます。連続起動時間上限その他の本サービスの仕様は、サービスサイトに定めるものとします。

第3条（申込み）

1. 基本約款における利用契約の締結の規定に加え、申込者に関して、次の各号に該当すると当社が判断した場合には、当社は、申込みを拒絶できるものとします。当社は、申込みを拒絶した場合、速やかに申込者へ通知するものとし、申込みを拒絶した理由について開示する義務を負わないものとします。
 - (1) 経済産業省が定める外国ユーザーリスト、米国商務省産業安全保障局が定める **Denied Persons List** 若しくは **Entity List** その他これらに相当するリストに掲載されている場合、禁輸国若しくは貿易制裁国の企業、国民若しくは居住者である場合、その他の当社による申込者への本サービスの提供が「外国為替及び外国貿易法」及び米国輸出管理規則を含む輸出入に関する適用法令への違反に該当し若しくは該当するおそれのある場合

第4条（利用開始日）

1. 本サービスの提供は、利用契約が有効に締結された日から開始されます。

第5条（利用料金）

1. 本サービスの利用料金は、コンテナを起動してから終了するまでの期間に応じて、秒単位（1秒未満切上げ）で発生します。

第6条（利用料金の支払）

1. 基本約款における支払期限の規定にかかわらず、利用者は、毎月1日から末日までの本サービスの利用料金を、その翌月の10日までに支払うものとします。ただし、毎月1日から末日までに起動したコンテナを、当月中に終了せず、翌月に終了する場合は、当該期間の利用料金は、一括して翌月の利用料金として請求されるものとし、利用者は、当該期間の利用料金を含む翌月の利用料金を、翌々月の10日までに支払うものとします。
2. 本サービスの利用料金の支払方法は、当社の個別の承認がない限り、クレジットカード払いのみとします。ただし、本サービスの利用料金が、当社所定の金額以上となる場合には、当社の要請により、他の支払方法によりお支払いいただくことがあります。
3. 当社は、利用者の利用実績に応じて、ご利用になるクレジットカードの与信枠を取得するものとします。当社が、当該与信枠を取得することができなかつた場合、利用者は、新たにコンテナを起動することができなくなる場合があること及び起動中のコンテナが停止される場合があることに同意するものとします。

第7条（最低利用期間）

1. 基本約款における最低利用期間の規定にかかわらず、本サービスの最低利用期間はありません。

第8条（利用契約の解除）

1. 基本約款における解約日の規定にかかわらず、利用者は、当社に対し、当社の定める方法で通知することにより、その日をもって利用契約を解約することができます。

第9条（物理サーバの取扱い）

1. 利用者は、本サービスのコンテナが稼働する仮想サーバが設定される物理サーバの設置場所に立ち入ることはできません。

第10条（禁止事項）

1. 基本約款における禁止事項の規定に加え、利用者は、次の各号に該当する行為又はそのおそれのある行為を行ってはなりません。
 - (1) 当社の事前の承諾なく本サービスを第三者に利用させる行為
 - (2) 経済産業省が定める外国ユーザーリスト又は米国商務省産業安全保障局が定める **Denied Persons List** 若しくは **Entity List**、その他これらに相当するリストに掲載されている第三者又は禁輸国若しくは貿易制裁国の企業、国民若しくは居住者に本サービスを使用させる行為、その他の「外国為替及び外国貿易法」及び米国輸出管理規則を含む輸出入に関する法令に違反する態様で本サービスを利用する行為

- (3) 偽情報、誤情報又は偏向情報を蔓延させるなど、他者を欺罔し、混乱させ、又はその心理を操作する目的又は態様で本サービスを利用する行為
- (4) 犯罪を助長し又は容易にさせる目的又は態様で本サービスを利用する行為
- (5) 人種、民族、宗教、国籍、出身、性別、性自認、性的指向、年齢、障がいの有無又は疾病等による差別及びハラスメントその他の他者の人権を侵害する目的又は態様で本サービスを利用する行為
- (6) 大量破壊兵器又は通常兵器等の開発、製造、使用その他の軍事目的（日本の防衛目的に関するものを除きます。）で本サービスを利用する行為

第11条（データの消失）

1. 本サービスでは、利用者はデータを保存することはできず、また、仕様により、次の各号の場合に、コンテナを起動してから終了するまでの期間に一時的にコンテナに記録されるデータも消失します。利用者はこれらのことに同意し、自身で必要なバックアップを行うものとします。
 - (1) 利用者がコンテナを終了等した場合
 - (2) 強制的にコンテナが再起動又は終了等した場合
 - (3) 連続起動時間上限を超過した場合
2. 当社は、本サービスに係るデータの消失又は毀損に起因して利用者が被った損害について、損害賠償責任その他一切の責任を負わず、データが消失又は毀損した場合に、これを復元する義務を負いません。

第12条（ β 機能）

1. 当社は、本サービスの機能として、開発中の機能を試験的に提供することがあります（以下、試験的に提供される開発中の機能を総称して、「 β 機能」といいます。）。
2. 当社は、 β 機能に関して、明示的であるか黙示的であるかを問わず、いかなる保証も行いません。当社は、 β 機能の利用に起因して利用者が被った損害について、損害賠償責任その他一切の責任を負わず、また、 β 機能の利用に起因してコンテナに一時的に記録されるデータが消失又は毀損した場合に、これを復元する義務を負いません。
3. 当社は、その裁量で任意に β 機能の内容を変更することができるものとします。当社は、当該変更について、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該変更及び当該通知の遅延により利用者が被った損害について、当社は一切責任を負いません。
4. 当社は、 β 機能の将来における正式サービス化を保証するものではなく、また、その裁量で任意に β 機能を正式サービス化することなく廃止することができるものとします。当社は、当該廃止について、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該廃止及び当該通知の遅延により利用者が被った損害について、当社は一切責任を負いません。また、 β 機能を正式サービス化する場合に、当該正式サービス化後の機能が β 機能

と同一の内容であることを保証するものではなく、正式サービス化した際の内容の変更により利用者が被った損害について、当社は一切責任を負いません。

附則

第1条（適用開始）

この約款は、2024年6月27日に制定され、同日より適用されます。